

青少年インターネット環境整備法

4月1日施行

18歳未満の青少年がインターネット上で犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が数多く発生している。出会い系サイトに関連した犯罪被害や、青少年によるウェブサイトへの書き込みによるトラブルなどが社会問題化するなかで、4月1日「青少年インターネット環境整備法」が施行される。法律では、携帯電話事業者へのフィルタリング提供義務や、サイト運営者への青少年の利用者に対する配慮などが求められている。施行に向け、サイト運営者や保護者は今何をすべきなのか。関係者に聞いた。

青少年が安全に安心して ネットアクセスできる社会に

インタビュー

今できる行動を今すぐ 民間主導の理念で発足



筑波大学法科大学院教授 藤原 静雄氏

大人は、無秩序にあふれるインターネットの有害情報から子どもを守らなければならない。しかし、守るためにどこまで干渉するかは、どの国でも難しい問題になっている。日本では、出会い系サイトや、個人情報保護のウェブサイトへの書き込みなどが問題になっているが、家庭、地域、学校でもまた十分に対処できていないのが現状である。

促進する方法である。今回の「青少年インターネット環境整備法」では、インターネットの特性に配慮し、表現の自由の規制に向かわないよう、後者の方法を採用した。基本理念では、青少年が適切なインターネット活用能力を習得することを旨としている。生まれた時からパソコンや携帯電話に囲まれて育った世代の子どもにとっては、それらを取り上げたり、禁止したりすれば済むものではない。無関状態に置くのではなく、年齢に応じて少しずつ抵抗力を養い、インターネット

の中を泳げるようにすることが大切である。もちろん、青少年の有害情報閲覧は少ないに越したことはないが、その中身を定めるのは国ではなく、民の役割である。情報の受け手側の保護者としては、フィルタリングのソフトやサービスなどの活用を検討することが重要だ。フィルタリングとは、有害サイトなどを子どもが閲覧できないように制限する機能のこと。子どもにとって安全と思われるサイトのみにアクセスできるようにする「ホワイトリスト方式」や、有害な特定サイトへのアクセスを制限する「ブラックリスト方式」などがある。有害情報が氾濫（はんらん）していることを認識した上で、子どもに合ったフィルタリングを設定し、

同法の施行に先駆け、既に携帯電話では購入時に青少年にフィルタリングが提供されるようにしている。有害情報の閲覧防止の措置

内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房、IT担当室、警察庁、文部科学省は、青少年のインターネット利用に関する事業者と連携した「フィルタリング普及キャンペーン」を展開中だ。三月六日には、東京・秋葉原の大手家電販売店にて、主催・協賛団体の代表者が集まったキックオフイベントを開催。あいさつに立った並木正芳・内閣府大臣政務官は「フィルタリングは有害情報の排除に有効な手段。事業者、保護者とスクラムを組んで普及促進に取り組みたい」と述べ、店内では「子どもを有害情報から守るために」というリーフレットが配布された。その週末の七日八日には、札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・大阪・広島・福岡の家電販売店の主要店舗でリーフレットを配布。そして四月六日まで、全国約五千店舗の家電・携帯電話販売店においてリーフレットやポスターなどを設置して、フィル

タリングの利用と青少年の適切なインターネット利用を啓発していく。四月一日からは保護者に対して、①子どもが有害情報の悪影響を受けやすいフィルタリングなどの活用を検討する、②十八歳未満の子どものために携帯電話やP.H.S.端末を購入、使用させる場合にその旨を事業者に申し出る、③インターネット上

に有害情報が氾濫していることを認識した上で、子どものインターネット利用を適切に管理する一などの責務が課せられる。この時期、進学・進級に合わせて子どもに初めて携帯電話やパソコンを持たせる家庭も多いため、その際にはただ持たせるだけでなく、親子で話し合いながら、その必要と責任を子どもに自覚させる。家庭のルールづくりが大切だ。文部科学省では「ちょっと待って」はじめの「ケータイ」のリーフレット（http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taiaku/1225104.htm）を作成している。購入の検討やルールづくりの役に立つよう。政府が進めるさまざまな取り組みについては、以下の内閣府のホームページ内で紹介している。

有害情報の閲覧防止の措置

「フィルタリング普及キャンペーン」を展開

保護者に向け適切な利用を啓発



有害情報の閲覧防止について、情報の内容や、サイトの運営形態などによって取り得る措置が異なるため、類型化して適切な対応を検討していくことが必要である。単に有害情報を削除すると、一般の利用者の閲覧を妨げることになる。青少年が利用できない会員制への移行も選択肢であるが、本人確認と年齢の認証を結びつける技術の進展が求められる。フィルタリングと連動してウェブサイトの格付け・認定を行い、受信者側で制限の選択ができるようにすることも今後の課題である。共通して利用できる年齢認証基盤の確立をはじめ、第三者機関の基準に基づきサイト運営者自身による自己格付け推進など、民間関係事業者と保護者が連携して、今すぐ対応することが望まれる。

ほかに、継続的な啓発・教育活動を求めているという。サイトには、ユーザーによる書き込みが可能な「コミュニティサイト」や、それ以外で画像、動画などを提供する「表現型サイト」がある。特に、表現型サイトでは、画像や映像、文章といった表現方法ごとに自社基準を詳細に策定することが求められている。一方、コミュニティサイトでは、サイト運営者による監視体制を評価に加えており、「投稿ログの保存や、監視の実施、個人の生命・身体・自由の侵害に当たる緊急を要する投稿への対応基準、監視員教育研修などを定めている」という。また、投稿トラブルなどの通報に対する社内手順、投稿禁止や強制退会処分などを可能にするユーザー情報の管理も求めている。しかしながら、膨大で多様なサイトを第三者機関による認定制度だけでカバーすることは困難である。EMAは、サイト運営者が自主的に青少年の利用に配慮したサイト運営を行っていることを示す自己格付け「セルフレーティング」活動も支援していく予定である。

青少年が健全にネットを使用する環境を作るには、保護者やユーザーだけでなく、通信事業者、サイト運営者が一体となってインターネットのコンプライアンスを心がけ、取り組むことが必要である。

広告
企画・制作 日本経済新聞社
クロスメディア営業局

